

立入調査における方向性

市は、建物を故意又は過失による損壊をしない範囲で調査を行う。草木を踏みつける等の調査をする上で不可抗力と言えるものについては、建物の損壊として考慮しない。(法に立入調査の規定がある以上、上記既定の担保があると考えられる。)

よって、特定空家等認定基準の作成に際して、各項目については、建物に入れる前提で協議をお願いしたい。

なお、立入調査の規定は、できる規定であり、外観目視判断によりことが足りる場合は、立入調査は必須ではない。